

国保だより

NO.73

発行：野田市 国保年金課 ☎ 7125-1111 内線3115～3121 平成25年2月15日

国保事業の安定化に向けて

～国保税の収納率向上の取組～

国民健康保険は、加入者全員が所得等の負担能力に応じて国保税を納付することで、誰もが安心して医療を受けることができる制度です。この制度において、国保税は加入者皆さんの医療費などに充てられる貴重な財源です。

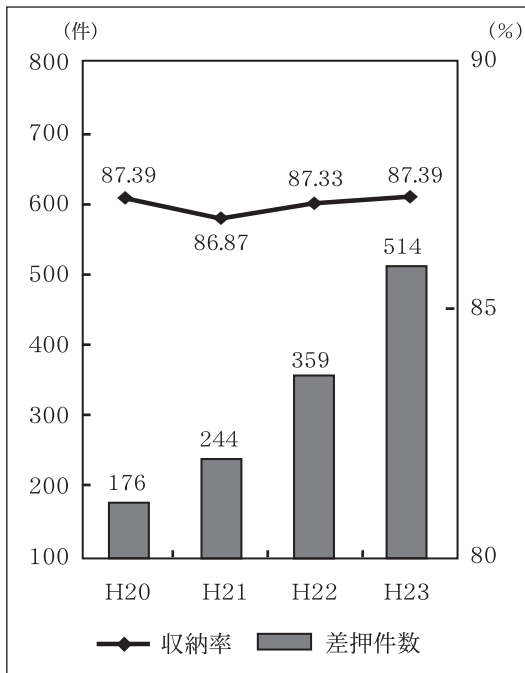
このため、市では様々な徴収対策を実施し、収納率の向上に取り組んでいます。

国保を支える国保税

国保税は国保財政における収入の約28%を占める財源ですが、景気低迷等により課税額が低下傾向にあります。収納状況について、大部分の国保加入者は国保税を納期内に納付されていますが、滞納となるケースも後を絶たない状況にあります。滞納を放置し滞

納額が増加することは、国保事業に支障を来すこととなり、ひいては税率等の引き上げにもつながってしまいます。さらに、滞納は国保税をきちんと納付している人との負担の公平性を崩すことにもなることから、納税に対し誠意の見られない滞納者に対しては厳しい措置がとられます。

◆国保税の収納率と差押件数の推移



収納の状況

平成23年度の国保税の現年度分の収納率は87.39%で、課税総額54億円の内、6億8千万円が滞納により翌年度に繰り越されています。これにより滞納額の累積は25億円に達している状況にあり、国保財政を厳しくさせている要因となっています。

徴収対策の取組

■資格証明書の交付

市では、滞納者に対して、督促状、催告書、電話等による直接催告、短期被保険者証の交付を行い、自主納付や納付相談の案内をしています。

しかし、これらの呼び掛けに対しても、納付相談に応じない、又は何の連絡等もされない場合は、被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書を交付し、納付相談の機会の確保を図っています。

※資格証明書は被保険者証と異なり、医療機関で受診した際に医療費の全額（10割）を自己負担するものです。

■納付資力がある場合は差押えを

滞納者に対しては、勤務先や金融機関などに財産調査を行い、納付資力がある場合は、給与・預金・生命保険等の債権を中心とした差押えを執行しています。

また、差押物件（動産・不動産等）のインターネット公売を導入して強制徴収を実施しています。

国保事業の安定化のために

国保財政は、医療費の増加や国保税の低迷等により、収支バランスが不安定な事業運営が続いています。国保事業の安定のために、医療費の節約や国保税の納期内納付にご協力をお願いします。

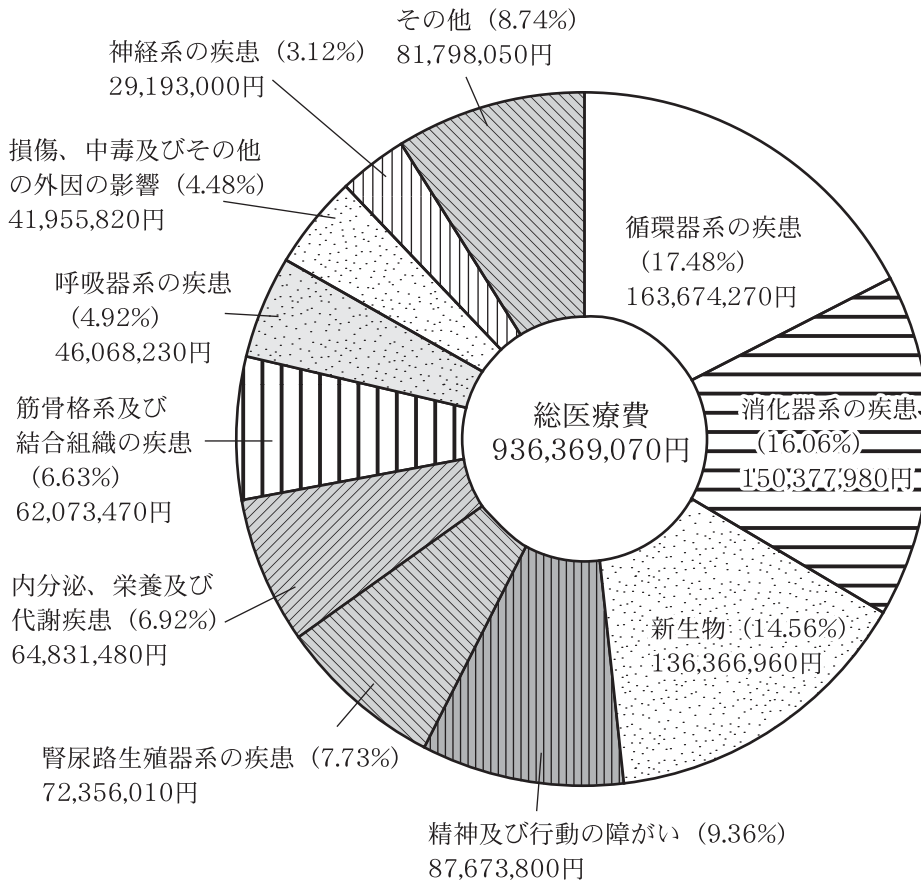
国保加入者の疾病の状況

野田市の国保加入者の病類別医療費（歯科、調剤を除く）の割合について、平成24年11月診療分で見ると、総医療費約9億3千6百万円のうち、「高血圧」「心臓疾

患」「脳出血」などの循環器系疾患が17.48%と最も高く、次いで「消化器系疾患」が16.06%、「新生物疾患」が14.56%の順となっており、この3つの分類疾病が全体

の約48%を占めています。また、「糖尿病」や「肥満症」など生活習慣病を含む「内分泌、栄養及び代謝疾患」が6.92%と比較的高い割合を占めています。

平成24年11月診療分の病類別医療費



参考

循環器系…高血圧、心臓疾患、脳出血など循環器に関する疾病
 新生物…がんや肉腫のこと 胃の悪性新生物、乳房の悪性新生物など
 筋骨格系及び結合組織…骨粗鬆症、関節症など
 内分泌、栄養及び代謝疾患…糖尿病、肥満症、甲状腺障害など
 呼吸器系…アレルギー性鼻炎、喘息、急性咽頭炎及び急性扁桃炎など

インフルエンザにご注意を

インフルエンザが流行しています。次の対策を参考に、感染予防に努めましょう。

■外出後の手洗いとうがい

手洗いは、手指などに付着したインフルエンザウイルスの除去に有効です。石けんやハンドソープを使用して15秒以上洗い、洗った後は十分に水分をふき取ります。

また、外出後の手洗いやうがいは一般的な感染症の予防のためにもおすすすめします。

■休養と栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取、規則正しい生活を日ごろから心がけましょう。

■適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保つことも効果的です。

■人混みへの外出は控える

繁華街などの人混みへ外出する場合は、人混みに入る時間を極力短時間にし、マスクを着用しましょう。

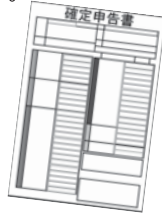


確定申告

〈国保税の社会保険料控除〉

確定申告等の際は、前年の1月1日から12月31日までに納付した国保税も社会保険料控除の対象となり、所得金額から差し引くことができず。窓口納付の場合は領収証書で、口座振替の場合は預貯金通帳で納付した日付を、年金からの特別徴収の方は、公的年金等の源泉徴収票を確認の上、1年間に納付した合計額を算出し、申告用紙に記入してください。

なお、申告には領収証書等の添付は必要ありません。



社会保険料控除に使う納付額の確認は

市では24年中の国保税の納付額の確認を希望する方に、納付済額確認書を窓口で交付します（無料）。

同一世帯員以外の代理の方が、この確認書の交付を受けるときには、委任状が必要になります。

また、電話による納付額の問合せについては、本人又は同一世帯であるかどうかの確認をさせていただいた上で、折り返しの電話にてお知らせします。本人確認ができない場合にはお知らせできません。

なお、納付済額確認書の郵送は行っておりません。

■交付窓口

国保年金課（介護保険料は高齢者福祉課）・関宿支所・各出張所
※後期高齢者医療保険料についても各窓口で交付します。

■控除を受けられる方

国保税の社会保険料控除は、お支払いいただいた方が控除を受けられますが、納付方法により取り扱いが異なります。

◇特別徴収（年金から天引き）の場合
国保税が特別徴収されている年金を受給している世帯主の方

◇普通徴収（納付書、又は口座振替での納付）の場合
実際に国保税を負担した方

国保税は納期内に納付を

納付相談窓口等のご案内

収税課では、仕事などで平日の昼間にご来庁いただけない方のため、市税等の納付及び納付相談窓口を、次のとおり開設しています。

【納付相談窓口・日時】

市役所 2階 収税課
月から金曜日（祝祭日は除く）
午前8時30分から午後8時まで
日曜日
午前8時30分から午後5時15分まで
関宿支所 1階 収税課
月から金曜日（祝祭日は除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

お医者さんにかかるときの

知っておきたいポイント5

ポイント1 かかりつけ医を持ちましょう

病歴や体質などを把握しているため、病気になったり、健康に不安を感じたときは、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

ポイント2 重複受診はやめましょう

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を及ぼします。

ポイント3 緊急時以外は診療時間内に受診しましょう

診療時間外に受診すると加算料が加算されるため、自己負担金が増えてしまいます。

ポイント4 ジェネリック医薬品を活用しましょう

先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品で、費用が安く安全性も立証されています。

ポイント5 薬の飲み合わせに注意しましょう

薬は、飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。医師や薬剤師に相談しましょう。

こくほ博士の

国保ぶち講座



医療費が高額になったら？の巻

Q こくほ博士、今月は医療費が高額になってしまったよ。国保から戻ってくる分はあるかなあ？

A 高額療養費という制度があるよ。世帯の所得や年齢に応じてひと月当たりの負担する上限額が決まっているので、その上限額を超えた部分は国保から支給されるよ。

Q それじゃあ、さっそく国保に申請しなくちゃ！

A ちょっと待ってごらん。診療月の約3か月後に国保から「高額療養費支給の申請について」というお知らせが届くよ。

Q え？こちらから申請しなくても届くの？

A 病院や薬局などを受診すると、医療機関から国保に対して医療費の請求書が届くんだ。だから、国保は、「誰がいつ、どこで、いくら、どのような医療を受けたか」を全て把握しているんだよ。請求書が国保に届くのが診療月の約2か月後。それから高額療養費の計算をするので、該当する世帯には、約3か月後に申請のお知らせが届くよ。

高額療養費のお知らせが届いたら
必要書類を添えて申請しよう！
診療月の翌月1日から2年経つと
時効になるので気を付けようね。

接骨院・整骨院で

柔道整復師にかかるとき

接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受けるに当たっては、国民健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、『柔道整復師(接骨院・整骨院)』にかかる際の注意事項』を正しくご理解いただいた上で、施術を受けていただきますようお願いいたします。

●国民健康保険が使えるもの…一部自己負担

- ・打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ・医師の同意がある骨折、不全骨折、脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、不全骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。）



●国民健康保険が使えないもの…全額自己負担（実費）



- ・日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ・仕事やスポーツによる筋肉疲労
- ・マッサージ代わりの漫然とした利用
- ・症状の改善がみられない長期の施術
- ・外科、整形外科で治療中の負傷

●柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかる際の注意事項

① 負傷原因を正確に伝えましょう

どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害の場合は、原則として保険証は使えません。

② 療養費支給申請書の内容を確認してから委任欄に署名しましょう

申請書の署名については、手などの負傷や、障がい等で自署が困難な場合を除き、本人が自分で署名することになっています。

③ 領収証は必ず受け取りましょう

領収証を確認すると、健康保険の適用となった治療費の総額やそれによりいくらの自己負担が生じたかを知ることができ、請求間違いなどにも気がつきやすくなります。
※領収証は、無料交付が義務付けられています。

④ 施術が長期にわたる時は、医師の診察を受けましょう

症状改善が見られない長期の施術の場合、内科的要因（けがではなく病気による痛みが原因）も考えられますので、医師の診断を受けましょう。



●医療費適正化のために

『柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかる際の注意事項』を正しく理解し、適切に受診することが医療費適正化につながります。皆さんからお預かりしている貴重な国保税を正しく使うために、ご協力をお願いいたします。

国保だよりは市ホームページで閲覧、印刷ができます。

野田市ホームページ



↓
くらしの便利帳をクリック

↓
国民健康保険をクリック

↓
国保だよりへとお進みください。

還付金詐欺が多発しています

市役所や社会保険庁（現 日本年金機構）の職員を装った者からの不審電話が多発しています。

「医療費の還付があり、今日中に手続きをすればお金が戻る。至急ATM（現金自動預払機）に行ってください。」などと偽り、ATMを操作させ、預貯金を相手に振り込ませようとするものです。次のことに注意してください。

- 口座番号・暗証番号などの個人情報を教えない。
- 相手の名前、所属、電話番号を聞く。
- 教えられた電話番号に電話しない。

不審な電話や郵便などがあった場合には、要求に従わず、すぐに下記へご相談ください。

○野田警察署 7 1 2 5 - 0 1 1 0

○振り込め詐欺 相談専用ダイヤル 0 1 2 0 - 4 9 4 - 5 0 6